

射水市教育委員会 8 月定例会次第

日 時 平成 26 年 8 月 28 日(木)

午後 1 時 30 分

場 所 下庁舎 201 会議室

1 会議録の承認

2 教育長の報告

- (1) 射水市議会 9 月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成 26 年度 9 月補正予算について 資料 2
- (3) 射水市議会 9 月定例会提出議案について 資料 3

3 議案

- 議案第 11 号 射水市学校給食運営委員会規則の一部改正について 資料 4

- 議案第 12 号 射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について 資料 5
- 議案第 13 号 射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について 資料 6
- 議案第 14 号 射水市新湊博物館運営検討委員会設置要綱の制定について 資料 7

4 協議事項

- (1) 平成 26 年度 教育に関する事務の点検・評価報告書について
(学校教育課、生涯学習スポーツ課) 資料 8

5 各課等の連絡事項及び報告事項

- (1) 教育委員会行事予定 資料 9

6 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 () 時 分

平成26年9月射水市議会定例会会期日程(案)

会期15日間

9月5日(金)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明(質疑) 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 決算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第6 各議案の委員会付託 日程第7 決算特別委員会正副委員長の互選結果報告
	本会議終了後		全員協議会(報告事項説明)
9月6日(土)			休 会
9月7日(日)			休 会
9月8日(月)			議案調査日
9月9日(火)			議案調査日
9月10日(水)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
9月11日(木)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
9月12日(金)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月13日(土)			休 会
9月14日(日)			休 会
9月15日(月・祝)			休 会
9月16日(火)	午前9時30分	委員会	総務文教常任委員会
	午後1時30分	委員会	民生病院常任委員会
9月17日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
9月18日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
9月19日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告(質疑、討論、採決) 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※招集告示 8月29日(金) 午前10時 議会運営委員会
午後1時30分 全員協議会(議案説明)

発言通告日 代表質問 9月 5日(金) 午後5時
一般質問 9月 8日(月) 午後5時

平成26年度9月一般会計補正予算（案）説明書

1 歳入の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
14 款 中学校費補助金 学校施設環境改善 交付金	1,779	新湊中学校校舎棟・体育館棟新築工事
15 款 教育総務費委託金 楽しい体育実践研究 事業委託金	1,300	放生津小学校、小杉中学校
17 款 寄附金 小学校事業寄附金	300	寺崎敏夫氏 指定寄附200 株式会社メディカルケア 指定寄附100
21 款 市債 合併特例事業債	10,100	新湊中学校整備費

2 歳出の内訳

(単位：千円)

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 学校図書館活動推進費	200	指定寄附による図書購入（大島小）
学校管理費（小学校）	3,265	小学校暖房機修繕（放生津小、新湊小、片口小）
教育振興運営費（小学校）	750	楽しい体育実践研究事業（放生津小）650 指定寄付による備品購入（堀岡小）100
学校管理費（中学校）	915	中学校暖房機修繕（新湊中、大門中）
教育振興運営費（中学校）	650	楽しい体育実践研究事業（小杉中）
新湊中学校整備費	25,603	委託料、工事請負費

議案第 号

射水市教科用図書採択協議会条例の制定について
射水市教科用図書採択協議会条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市教科用図書採択協議会条例

(設置)

第 1 条 射水市立小学校及び射水市立中学校（以下「小学校及び中学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関し、射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じるため、射水市教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 射水市教育委員

(2) 小学校及び中学校に通う児童及び生徒の保護者の各代表者

(3) 小学校教育研究会及び中学校教育研究会の各代表者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日の属する年度の 8 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は教育委員長をもって充て、副会長は教育委員長職務代理者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(採決)

第6条 会長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査研究会)

第7条 協議会に、採択に関し必要な事項を研究させるため、調査研究会を置くことができる。

2 調査研究会は、委員のうちから会長が指名する者及び会長が委嘱する調査研究員調査研究員で組織する。

3 調査研究員の数は、採択の対象となる教科用図書の種類に応じ、会長が当該研究に必要なと認める数とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

射水市教科用図書採択協議会条例の制定について

(説明)

他自治体において、規則や要綱等に基づき設置している審議会等が、実質的に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関に該当し、条例により設置すべきであるとされた裁判例があることを踏まえ、本市における審議会等の適正な運用を図る観点から、射水市教科用図書採択協議会を附属機関として位置付けるため、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 設置

第2条 組織

第3条 委員の任期

第4条 会長及び副会長

第5条 会議

第6条 採決

第7条 調査研究会

第8条 委任

2 施行期日

条例公布の日

H26.5.9 北本

22有識者会議 付属機関に

県他自治体違法判決受け

県は本年度、約120ある有識者会議のうち「県健康づくり県民会議」など22の会議を、条例に基づいて「執行機関の付属機関」と位置付けた。会議を、意見を表明する付属機関と、意見交換の場に分けるのが狙い。他の自治体では、条例を定めずに付属機関を設置したことを違法とする判決が出ており、県は外部から指摘される前に対策を講じた形だ。

付属機関は、出席委員の意見を取りまとめ、機関としての意思を表明する会議。地方自治法は、付属機関を設置する場合、「法律または条例で定める」としている。しかし、法律や条例によらない有識者会議を、付属機関のように扱っているケースは全国的に多い。奈良地裁はことし1月、奈良県が条例を定めずに委員会を設置し、委員に報酬を支払ったのは違法との判決を出した。広島高裁岡山支部も2009年、岡山市に対して同様の判決を出して

いる。大阪市は昨年2月、三つの有識者会議が地方自治法に違反していたとの監査結果を発表した。

富山県は昨年度、位置付けがあいまいだった約50の有識者会議を調べ、このうち21会議を「知事の付属機関」、県転任等審査委員会を「教育委員会の付属機関」と判断。ことしの2月定例県議会で関連条例を制定し、計22の会議を

付属機関と定めた。既に条例で定めている会議と合わせ、付属機関は95になった。

付属機関でなく、意見交換の場と位置付けられた会議では、出席委員が交わした意見を取りまとめず、県が施策の参考にする。人事課は3月、これらが付属機関と誤解されないように会議名に「審査会」や「審議会」、「調査会」、「選考会」を使わず、委員が知事に報告書を提出しないことを全庁に徹底した。

7日に県農協会館で開かれた「とよま新事業創造推進委員会」は、「とよま新事業創造推進検討会」に改称しており、今後、名称変更が続ぎそうだ。

- ▽知事の付属機関
- ・県公共事業評価委員会
 - ・とよま21世紀水ビジョン推進会議
 - ・県産業廃棄物処理施設審査会
 - ・新川地域医療推進対策協議会
 - ・富山地域医療推進対策協議会
 - ・高岡地域医療推進対策協議会
 - ・砺波地域医療推進対策協議会
 - ・県歯科技工士国家試験委員会
 - ・県健康づくり県民会議
 - ・県自殺対策推進協議会
 - ・県周産期保健医療協議会
 - ・県肝炎認定協議会
 - ・県科学技術会議
 - ・県入札監視委員会
 - ・県入札契約適正化検討委員会
 - ・県特定調達苦情検討委員会
 - ・県ふく処理師試験委員会
 - ・県救急業務高度化推進協議会
 - ・県水と緑の森づくり会議
 - ・指定管理候補者選定委員会
 - ・指定管理者評価委員会
 - ▽教育委員会の付属機関
 - ・県転任等審査委員会

県が新たに「付属機関」と位置付けた有識者会議

議案第11号

射水市学校給食運営委員会規則の一部改正について

射水市学校給食運営委員会規則（平成17年射水市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月28日 提 出

射水市教育委員会
教育長 結 城 正 斉

題名を次のように改める。

射水市学校給食運営協議会規則

第1条中「運営を図る」を「運営について協議する」に、「運営委員会」を「運営協議会」に改める。

第2条第1項中「運営委員会」を「運営協議会」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 運営協議会の会議は、教育委員会が招集する。

第6条中「運営委員会」を「運営協議会」に、「審議する」を「協議する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第11号

射水市学校給食運営委員会規則の一部改正について

(説明)

射水市学校給食運営委員会が本市教育委員会の附属機関でないことを明確にするため、本市審議会等の見直し基準に照らし所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本市審議会等の見直し基準に照らし、この委員会が主体となって運営をしていると受け取られない表現に改める。

2 施行期日

公布の日から施行する。

射水市学校給食運営委員会規則 改正案 (新旧対照表)

現行	改正後
<p>射水市学校給食運営委員会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>射水市学校給食運営委員会</u> (以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 運営委員会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、射水市教育委員会が委属する。</p> <p>(1) 関係学校の長及び給食主任等 10人以内</p> <p>(2) 関係学校のPTA代表 5人以内</p> <p>(3) 学識経験のある者 5人以内</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 運営委員会に、委員の互選による会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 会長は、委員を招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。</p> <p>3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>射水市学校給食運営協議会規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 学校給食の適正かつ円滑な運営について協議するため、<u>射水市学校給食運営協議会</u> (以下「運営協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 運営協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、射水市教育委員会が委属する。</p> <p>(1) 関係学校の長及び給食主任等 10人以内</p> <p>(2) 関係学校のPTA代表 5人以内</p> <p>(3) 学識経験のある者 5人以内</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 運営協議会に、委員の互選による会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、会議を進行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 運営協議会は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p>

(任務)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 学校給食の調査及び研究に関すること。
- (3) 学校給食の物資に関すること。
- (4) 学校給食費に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関すること。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(任務)

第6条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校給食の運営に関すること。
- (2) 学校給食の調査及び研究に関すること。
- (3) 学校給食の物資に関すること。
- (4) 学校給食費に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関すること。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第12号

射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について

射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成26年射水市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月28日 提出

射水市教育委員会

教育長 結城正斉

題名を次のように改める。

射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

第1条中「審議する」を「検討し、幅広く意見を反映させる」に、「委員会」を「懇話会」に改める。

第2条及び第3条第1項中「委員会」を「懇話会」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、懇話会を進行する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。

第7条中「委員会の」を「懇話会の」に改める。

第8条を次のように改める。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

議案第12号

射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について

(説明)

射水市教育振興基本計画策定委員会が本市教育委員会の附属機関でないことを明確にするため、本市審議会等の見直し基準に照らし所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本市審議会等の見直し基準に照らし、この委員会が主体となって運営をしていると受け取られない表現に改める。

2 施行期日

公表の日から施行する。

射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成26年射水市教育委員会告示第1号）

現行	改正後（案）
<p>射水市教育振興基本計画策定委員会設置要綱</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき教育の振興のための施策に関する計画（以下「射水市教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を審議するため、射水市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項について検討する。</p> <p>(1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。</p> <p>(2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体の代表等のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第6条 委員の任期は、射水市教育振興基本計画の策定の日までとする。</p>	<p>射水市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき教育の振興のための施策に関する計画（以下「射水市教育振興基本計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討し、幅広く意見を反映させるため、射水市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 懇話会は、次の事項について検討する。</p> <p>(1) 射水市教育振興基本計画の策定に関すること。</p> <p>(2) その他懇話会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 懇話会は、委員10名以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。</p> <p>3 会長は、懇話会を進行する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 懇話会の会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第6条 (略)</p>

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、射水市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

議案第13号

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱（平成17年射水市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月28日 提 出

射水市教育委員会
教育長 結 城 正 斉

題名を次のように改める。

射水市小中学校結核対策協議会設置要綱

第1条中「的確に取り組んでいく」を「ついて協議する」に、「委員会」を「協議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 患者発生時における関係機関相互の連携に関すること。
- (2) 地域保健における学校の結核対策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、結核対策に関し必要な事項

第3条第1項中「委員会」を「協議会」に改め、同条第2項第1号中「小杉支所長」を「射水支所長」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、教育委員会が招集する。

第6条第1項中「委員会の」を「協議会の」に改め、同条第2項中「委員会」を「協議会」に改める。

第7条中「委員会」を「協議会」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

議案第13号

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について

(説明)

射水市小中学校結核対策委員会が本市教育委員会の附属機関でないことを明確にするため、本市審議会等の見直し基準に照らし所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本市審議会等の見直し基準に照らし、この委員会が主体となって対策に取り組むと受け取られない表現に改める。

2 施行期日

公表の日から施行する。

射水市小中学校結核対策委員会設置要綱 改正案 (新旧対照表)

現 行	改正後
<p>射水市小中学校結核対策委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学生及び中学生に対する結核対策に<u>的確に取り組んでいくため</u>、射水市小中学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 学校における<u>結核健康診断の実施状況及び結果の把握</u></p> <p>(2) <u>精密検査又は経過観察が必要な児童生徒の処置方針の決定</u></p> <p>(3) 患者発生時における<u>関係機関相互の連携</u></p> <p>(4) 地域保健における<u>学校の結核対策の策定</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>上記の業務に付随する作業</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 高岡厚生センター<small>小</small>杉支所長</p> <p>(2) 医師会または学校医</p> <p>(3) 結核の専門医</p> <p>(4) 学校長及び<u>養護教諭のそれぞれの代表</u></p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p>	<p>射水市小中学校結核対策協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 小学生及び中学生に対する結核対策について<u>協議するため</u>、射水市小中学校結核対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について<u>協議する</u>。</p> <p>(1) 患者発生時における<u>関係機関相互の連携に関すること</u>。</p> <p>(2) 地域保健における<u>学校の結核対策の検討に関すること</u>。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>結核対策に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1) 高岡厚生センター<small>射水</small>支所長</p> <p>(2) 医師会又は学校医</p> <p>(3) 結核の専門医</p> <p>(4) 学校長及び<u>養護教諭のそれぞれの代表</u></p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p>

<p>第4条 <u>委員会に委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、<u>会務を総理し、委員会を代表する。</u></p> <p>4 副委員長は、<u>委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、<u>会長が招集する。</u></p> <p>2 委員会の議長は、<u>会長をもって充てる。</u></p> <p>3 委員会は、4月から6月までは、<u>随時開催し、その他の期間においては、会長が必要と認めるときに開催する。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 <u>委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。</u></p> <p>2 事務局の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>結核対策委員会の開催に関すること。</u></p> <p>(2) <u>結核対策に関する情報の収集、資料の作成、関係機関との連絡・調整その他委員会に係る事項</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年4月25日教委告示第3号)</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>第4条 <u>協議会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、<u>会議を進行する。</u></p> <p>4 副会長は、<u>会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会は、<u>教育委員会が招集する。</u></p> <p>2 (削除)</p> <p>3 (削除)</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 <u>協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。</u></p> <p>2 事務局の行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>結核対策協議会の開催に関すること。</u></p> <p>(2) <u>結核対策に関する情報の収集、資料の作成、関係機関との連絡・調整その他協議会に係る事項</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、<u>協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成17年11月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年4月25日教委告示第3号)</p> <p>この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p>
---	---

議案第14号

射水市新湊博物館運営検討委員会設置要綱の制定について
射水市新湊博物館運営検討委員会設置要綱を次のように定める。
平成26年8月28日提出

射水市教育委員会
教育長 結 城 正 斉

射水市教育委員会告示第6号

射水市新湊博物館運営検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 射水市新湊博物館（以下「博物館」という。）の運営及び事業の推進を図るため、博物館運営検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 博物館の運営状況の確認及び点検に関する意見交換
- (2) 博物館資料の収集、保管、展示並びに調査研究に関する意見交換
- (3) その他博物館事業の推進に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 検討委員は、学識経験者並びに各種団体の代表者等から射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会議を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 検討委員会の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、博物館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の前日までに射水市新湊博物館運営委員会設置要綱の規定により委嘱された運営委員については、この要綱の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は平成28年3月31日までとする。

議案第14号

射水市新湊博物館運営検討委員会設置要綱の制定について

(説明)

射水市新湊博物館の運営及び諸活動に対して利用者及び専門的見地を有する外部委員の意見を聴取し、より充実した博物館事業の推進を図るため、射水市新湊博物館運営検討委員会を設置するもの。

1 規定内容

第1条 目的

第2条 所掌事項

第3条 組織

第4条 委員

第5条 委員長及び副委員長

第6条 招集

第7条 庶務

第8条 委任

2 施行期日

公表の日

平成26年度教育に関する事務の点検・評価報告書（平成25年度分）

P26

第2節 芸術・文化の継承と創造

第1細節 芸術文化活動の推進

① 音楽、美術、演劇等の鑑賞や体験機会の充実

成果指標

項目	24年度 実績	25年度実績		26年度 目標	29年度 目標
		目標	実績		
主要文化施設入館者数	288,545人	300,000人	285,051人	290,000人	350,000人

成果指標の詳細及び大人・子どもの入館者数

施設名	24年度実績			25年度実績		
	入館者数	大人	小中学生	入館者数	大人	小中学生
飛鳥工人の館	1,892人			2,060人		
新湊博物館	8,119人	7,204人	915人	5,571人	4,758人	813人
小杉展示館	5,027人			5,906人		
竹内源造記念館	233人			改修中		
陶房「匠の里」	13,369人			15,091人		
新湊中央文化会館	77,471人			74,628人		
小杉文化ホール	87,086人			83,164人		
大門総合会館	54,067人			61,658人		
正力・小林記念館	626人			643人		
大島絵本館	40,655人			36,330人		
主要文化施設入館者数	288,545人			285,051人		

○ 大人・子どもの入館者数調査状況

- ・ 飛鳥工人の館、小杉展示館、竹内源造記念館及び正力・小林記念館は、大人・子どもに分けた入館数を調べていない。
- ・ 陶房「匠の里」、新湊中央文化会館、小杉文化ホール及び大門総合会館は、大人・子どもに分けた入館者数を調べていない。
- ・ 大島絵本館は、イベント等の開催時は大人・子どもが入り乱れて出入りするため把握できない。

○ 施設利用料の無料状況

- ・ 中学生以下無料。（新湊博物館）
- ・ 射水市在住で、未就学児をお連れの保護者の方は親子とも無料。（大島絵本館）
- ・ 射水市在住の小中学生は、土・日・祝日無料。（大島絵本館）
- ・ 公演内容により小中学生を無料で招待している。（新湊中央文化会館、小杉文化ホール）
（例：富山県内の稚児舞と雅楽）

平成 26 年 9 月 の 主 な 行 事 予 定

日 曜	時 間	場 所	行 事 予 定	主 務・関 連 課	教 育 委 員 出 席
1 月		市内幼稚園・小中学校	第2学期始業式	学校教育課	
2 火					
3 水					
4 木					
5 金	9:30	高周波文化ホール	第3回射水市美術協会展 ～7日	射水市芸術文化協会	○
6 土		市内中学校	中学校運動会(新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門)	学校教育課	
	10:00	射水市中央公民館	第2回スキルアップ研修会	射水市家庭教育アドバイザー	
7 日	13:30	高周波文化ホール	第7回富山県曳山囃子大競演会	生涯学習・スポーツ課	
8 月					
9 火					
10 水	13:30	富山県教育文化会館	富山県公民館大会	生涯学習・スポーツ課	
11 木					
12 金	9:30	陶房匠の里	企画教室 お化けかぼちゃ 作り	陶房匠の里	
	19:00	アイザック小杉文化ホール	世良公則 ソロ・アコースティックライブ	小杉文化ホール	
13 土	9:30	新湊博物館	高越 甚展 オープニング式典	新湊博物館	○
		大島社会福祉センター	射水市科学展覧会 ～14日	教育センター	○
14 日	8:30	下村パークゴルフ場 パークゴルフ南郷	第8回全国パークゴルフ交流大会in射水	生涯学習・スポーツ課	
	9:30	陶房匠の里	企画教室 お化けかぼちゃ 作り	陶房匠の里	
15 月					
16 火					
17 水					
18 木					
19 金					
20 土	10:30	新湊アイシン軽金属スポーツセンター	北信越ジュニア新体操選手権大会 ～21日	生涯学習・スポーツ課	
21 日	13:30	アイザック小杉文化ホール	射水市合唱祭	小杉文化ホール	
22 月	10:00	大島絵本館	じいちゃんばあちゃんの孫育て談義	生涯学習・スポーツ課	
23 火	10:00	中央公民館	ふるさと学習講座第2回	生涯学習・スポーツ課	
23 火	18:00	アイザック小杉文化ホール	押尾コータロー アコースティックギターコンサート2014	小杉文化ホール	
24 水					
25 木					
26 金					
27 土	14:00	高周波文化ホール	オペラシアターこんにやく座 オペラ【森は生きている】	新湊中央文化会館	
28 日	8:30	海王丸パーク周辺	射水海王丸マラソン2014	生涯学習・スポーツ課 (公財)射水市体育協会	○
		新湊小学校	学習発表会	学校教育課	
29 月		各事業所	社会に学ぶ「14歳の挑戦」(新湊、新湊南部、射北中)(～10/3)	学校教育課	
30 火					

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
9/4	9/15	陶房「匠の里」	杵名比留窯 千田英之展				
9/20	10/1	陶房「匠の里」	古府焼 六渡心六展				
7/18	9/7	新湊博物館	秦 豊秋展				
9/13	11/24	新湊博物館	高越 甚展				
9/13	9/28	小杉展示館	小杉采芳会作品展				
9/28	9/29	竹内源造記念館	経緯座(尺八等のコンサート:旧北海道アートin小杉関連)				

